

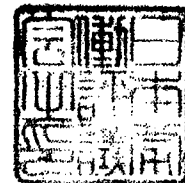
抗議及び再々度の団体交渉申入れについて

2022年8月18日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会

	委員長	長谷川	清輝
同	茨城県本部委員長	工藤	貴史
同	筑波大学分会	竹谷	悦子
		吉原	ゆかり



貴学は、竹谷組合員に対するパワハラに関して当組合から行った二度の団体交渉申入れに対し、「第一次的な対応窓口である本学のハラスメント相談員やハラスメント相談センターにご相談されることにより的確かつ円滑な対応がなされる」「ハラスメント相談センターには学内のハラスメントに関する様々な相談事例及び解決事例に関する情報が蓄積されています」などと述べ（本年6月16日付、及び同30日付の回答）、団体交渉を拒否しています。

一方で、実際にハラスメント相談センターに相談した竹谷組合員は、本年7月20日に出席した調査委員会の席上において、「弁護士や警察に相談して法的手段を取る権利がある。その際、大学に許可を取る必要はない」との説明を受けています。この点について、当組合としては、警察や弁護士に相談して独自に法的手段を採ることが認められるのならば、何故に労働組合を通して問題解決を図る事のみ排除されるのか、大いに疑問を感じざるを得ません。

また、「国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」や、竹谷組合員に手交された「苦情相談の流れ図」と題されたチャート図を見ると、筑波キャンパス部会が「苦情相談に関して適切に対応する」（同規程第13条）、「問題解決」（同「流れ図」）といった記載がありますが、具体的にどういった対応もしくは問題解決がなされるのか、具体性を欠き、全く不透明です。

さらに言えば、ハラスメント相談センターを通した手続きの間にも、ハラスメントの進行を止めるわけではなく、貴学の対応は、このようなハラスメント事案の緊急性を全く理解しないものです。ハラスメント相談から何らかの「対応」がなされるまで半年以上が経過したケースも当組合は聞き及んでいます。この点に鑑みれば、ハラスメント相談センター等の手続きがあるから団体交渉に応じる必要性がないなどとは言えるはずがありません。

そもそも、従前から述べてきたように、貴学の対応は許されない不当労働行為であり、貴学は直ちに団体交渉に応じなければならないはずです。

以上により、当組合は、貴学による度重なる不当労働行為に対し厳重に抗議するとともに、再々度の団交申入れを行います。下記のとおり、本年8月26日（金）までに、本団体交渉申入書に対しファックス（03-6908-9194）にて回答をすることを求めます。

記

一、日時 以下のいずれかの日、18時から
2022年9月 6日（火）
同年同月13日（火）

一、場所 貴学の会議室を希望します。

一、議題 本年6月8日付団体交渉申入書別紙にて記載した要求事項

一、出席者 当組合側からは、竹谷組合員、吉原組合員、工藤茨城県本部委員長、宮廻中央執行委員が出席予定です。

貴学側からは、永田学長、[REDACTED]教授、[REDACTED]教授の出席を求めます。

以上